

白 河 市 地 域 防 災 計 画

事故対策編

令和4年3月

白 河 市 防 災 会 議

目 次

第1章 事故対策計画

第1節	航空災害対策計画	1
第1	災害情報の収集・伝達	
第2	活動体制	
第3	捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動	
第4	災害広報	
第2節	鉄道災害対策計画	3
第1	災害情報の収集・伝達	
第2	活動体制	
第3	捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動	
第4	災害広報	
第3節	道路災害対策計画	5
第1	災害情報の収集・伝達	
第2	活動体制	
第3	捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動	
第4	危険物の流出に対する応急対策	
第5	道路施設・交通安全施設の応急復旧	
第6	災害広報	
第4節	危険物等災害対策計画	7
第1	災害情報の収集・伝達	
第2	活動体制	
第3	災害の拡大防止	
第4	捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動	
第5	危険物の流出に対する応急対策	
第6	避難誘導	
第7	災害広報	
第5節	大規模な火事災害対策計画	10
第1	災害情報の収集・伝達	
第2	活動体制	
第3	捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動	
第4	避難誘導	
第5	災害広報	

第6節	林野火災対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
第1	災害情報の収集・伝達	
第2	活動体制	
第3	捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動	
第4	避難誘導	
第5	災害広報	
第6	二次被害の防止	

第 1 章 事故対策計画

第1節 航空災害対策計画

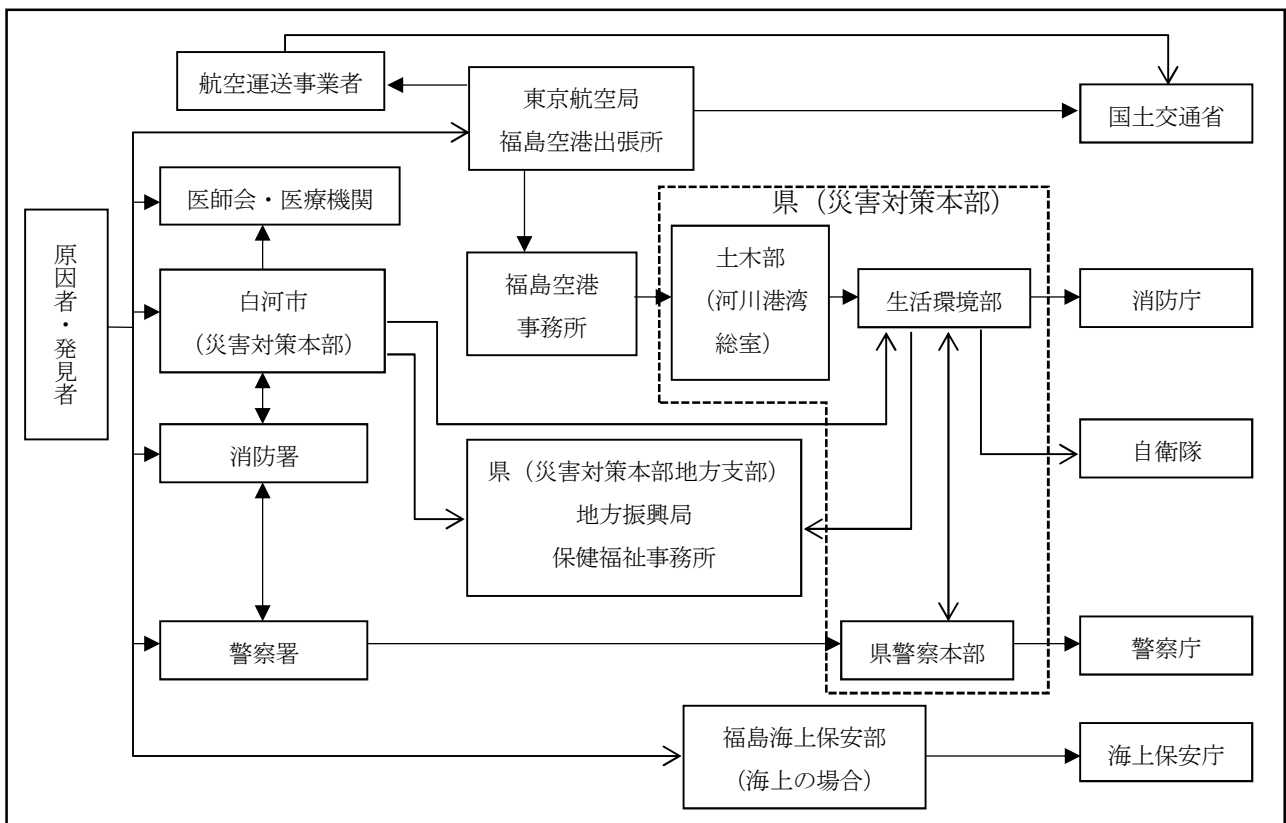
【市民生活部、保健福祉部、県災害対策本部、福島空港事務所、県警察本部、消防本部、東京航空局福島空港出張所、(一社)福島県医師会】

この計画は、航空運送事業者の運航する航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防及び応急の各対策について定める。
 なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによるものとする。

第1 災害情報の収集・伝達

市は、航空災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「航空災害情報伝達系統」に基づき、関係機関に対し災害情報の収集伝達を実施するものとする。

市及び消防本部から県（生活環境部）への航空災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」及び「同集 航空災害」により連絡する。



〈航空災害情報伝達系統〉

※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2 活動体制

市は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施するものとする。

第3 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

1 搜索、救助・救急、医療（助産）救護活動

市は、「一般災害対策編第3章第9節 救助・救急」及び「同編第3章第12節 医療・助産救護」の定めにより、消防本部、警察署、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、搜索、救助・救急、医療（助産）救護活動を実施する。

2 遺体の収容

市は、遺体の安置所、検案場所を設置し、遺体の収容、検案に協力する。

3 消火活動

市は、消防機関等と連携し、迅速に消火活動を行う。

第4 災害広報

市は、関係機関と相互に協力して、航空災害の状況、安否情報、医療機関に関する情報、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「一般災害対策編第3章第7節 災害広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

第2節 鉄道災害対策計画

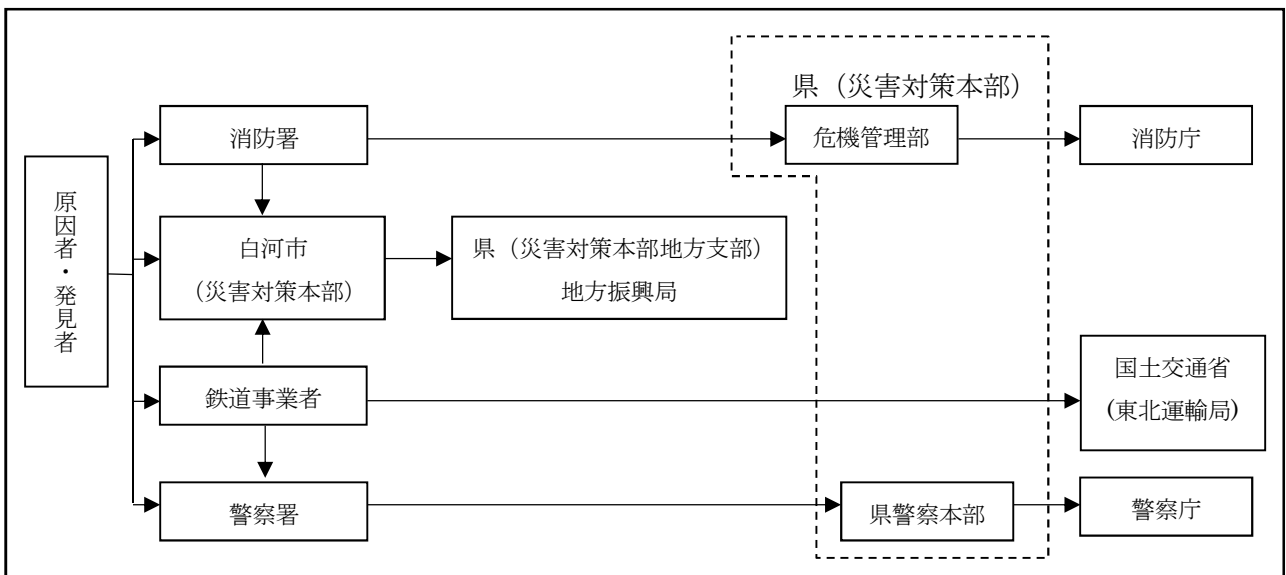
【市民生活部、保健福祉部、県災害対策本部、警察本部、消防本部、各鉄道事業者】

この計画は、鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。
 なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによるものとする。

第1 災害情報の収集・伝達

市は、鉄道災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「鉄道災害情報伝達系統」に基づき、関係機関に対し災害情報の収集伝達を実施するものとする。

市及び消防本部から県（危機管理部）への鉄道災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」により連絡する。



〈鉄道災害情報伝達系統〉

※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2 活動体制

市は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施するものとする。

第3 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

1 捜索、救助・救急、医療（助産）救護活動

市は、「一般災害対策編第3章第9節 救助・救急」及び「同編第3章第12節 医療・助産救護」の定めにより、消防本部、警察署、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、捜索、救助・救急、医療（助産）救護活動を実施する。

2 遺体の収容

市は、遺体の安置所、検案場所を設置し、遺体の収容、検案に協力する。

3 消火活動

市は、消防機関等と連携し、迅速に消火活動を行う。

第4 災害広報

市は、関係機関と相互に協力して、鉄道災害の状況、安否情報、医療機関に関する情報、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「一般災害対策編第3章第7節 災害広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

第3節 道路災害対策計画

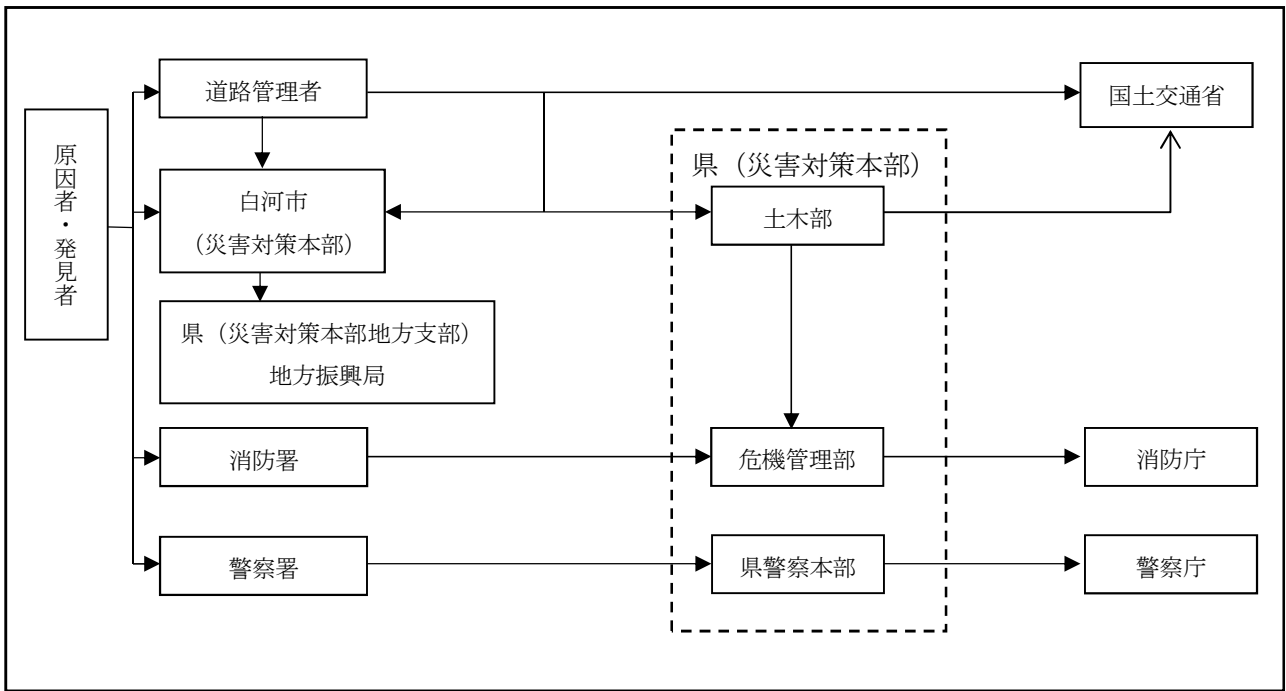
【市民生活部、建設部、保健福祉部、県災害対策本部、警察本部、消防本部、東北地方整備局、東日本高速道路株】

この計画は、自然災害や道路事故等で生じる道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各対策について定めるものとする。
 なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによるものとする。

第1 災害情報の収集・伝達

市は、道路災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「道路災害情報伝達系統」に基づき、関係機関に対し災害情報の収集伝達を実施するものとする。

道路管理者及び防災関係機関から県（危機管理部）への道路災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」により連絡する。



〈道路災害情報伝達系統〉

※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2 活動体制

市は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施するものとする。

市道において災害が発生した場合は、道路災害の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール、道路モニター等による情報収集を行い、被害の拡大を防ぐため、迂回路の設定、道路利用者等への情報の提供等を行うものとする。

第3 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

1 捜索、救助・救急、医療（助産）救護活動

市は、「一般災害対策編第3章第9節 救助・救急」及び「同編第3章第12節 医療・助産救護」の定めにより、消防本部、警察署、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、捜索、救助・救急、医療（助産）救護活動を実施する。

2 遺体の収容

市は、遺体の安置所、検案場所を設置し、遺体の収容、検案に協力する。

3 消火活動

市は、消防機関等と連携し、迅速に消火活動を行う。

第4 危険物の流出に対する応急対策

道路災害により危険物が流出し又はそのおそれがある場合、消防機関、警察本部、道路管理者、市等は、相互に協力して、「事故対策編第4節 危険物等災害対策計画」の定めにより、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

第5 道路施設・交通安全施設の応急復旧

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

第6 災害広報

市は、関係機関と相互に協力して、道路災害の状況、安否情報、医療機関に関する情報、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「一般災害対策編第3章第7節 災害広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

第4節 危険物等災害対策計画

【市民生活部、保健福祉部、県災害対策本部、警察本部、消防本部】

この計画は、危険物及び高圧ガスの漏洩、流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生し又は発生するおそれがある場合、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれがある場合、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれがある場合といった危険物等災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによるものとする。

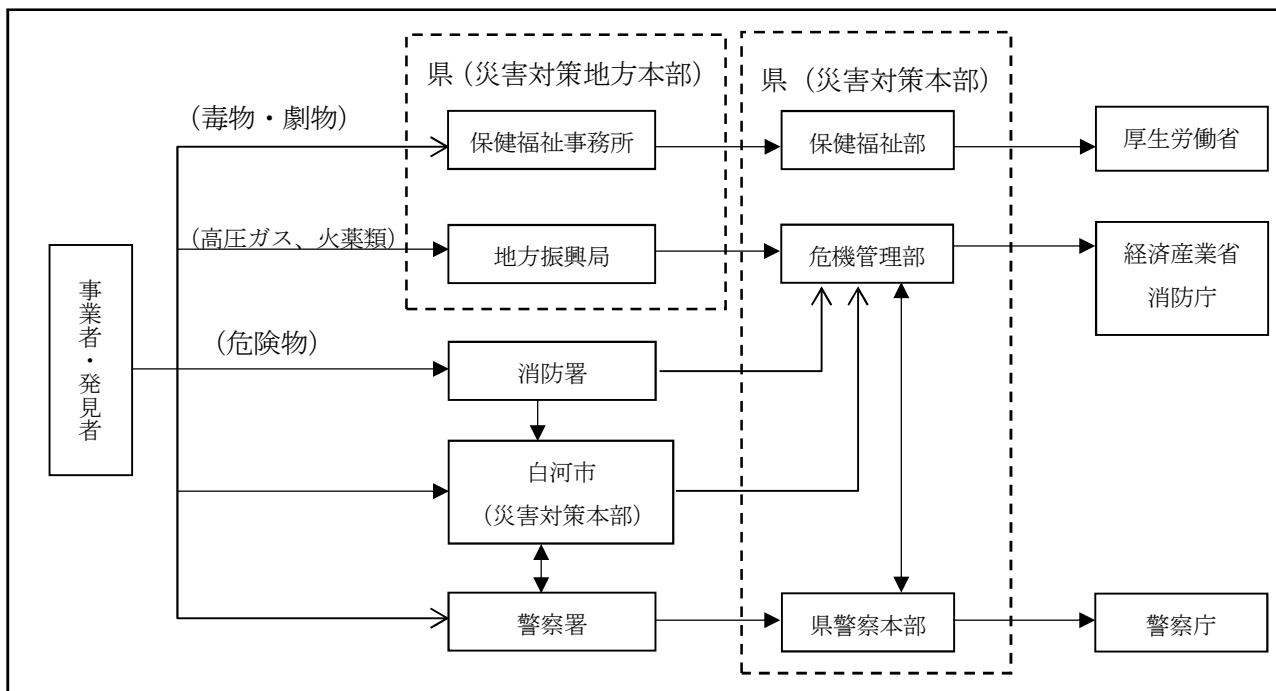
〈危険物等の定義〉

- 1 危険物
消防法第2条第7項に規定されているものとする。
- 2 高圧ガス
高圧ガス保安法第2条に規定されているものとする。
- 3 毒物・劇物
毒物及び劇物取締法第2条に規定されているものとする。
- 4 火薬類
火薬類取締法第2条に規定されているものとする。

第1 災害情報の収集・伝達

市は、危険物等災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「危険物等災害情報伝達系統」に基づき、関係機関に対し災害情報の収集伝達を実施するものとする。

道路管理者及び防災関係機関から県（危機管理部）への危険物等災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」により連絡する。



〈危険物等災害情報伝達系統〉

※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2 活動体制

市は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施するものとする。

第3 災害の拡大防止

市及び防災関係機関は、危険物等災害時の危険物等の流出・拡散防止及び除去、環境モニタリングをはじめ、住民避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずるものとする。

第4 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

1 捜索、救助・救急、医療（助産）救護活動

市は、「一般災害対策編第3章第9節 救助・救急」及び「同編第3章第12節 医療・助産救護」の定めにより、消防本部、警察署、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、捜索、救助・救急、医療（助産）救護活動を実施する。

2 遺体の収容

市は、遺体の安置所、検案場所を設置し、遺体の収容、検案に協力する。

3 消火活動

市は、消防機関等と連携し、迅速に消火活動を行う。

第5 危険物の流出に対する応急対策

道路災害により危険物が流出し又はそのおそれがある場合、消防機関、警察本部、道路管理者、市等は、相互に協力して、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

第6 避難誘導

市は、危険物等災害により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に、「一般災害対策編第3章第11節 避難」の定めにより、地域住民等に対し避難指示等の必要な措置を講ずるものとする。

第7 災害広報

市は、関係機関と相互に協力して、危険物等災害の状況、安否情報、医療機関に関する情報、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「一般災害対策編第3章第7節 災害広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

第5節 大規模な火事災害対策計画

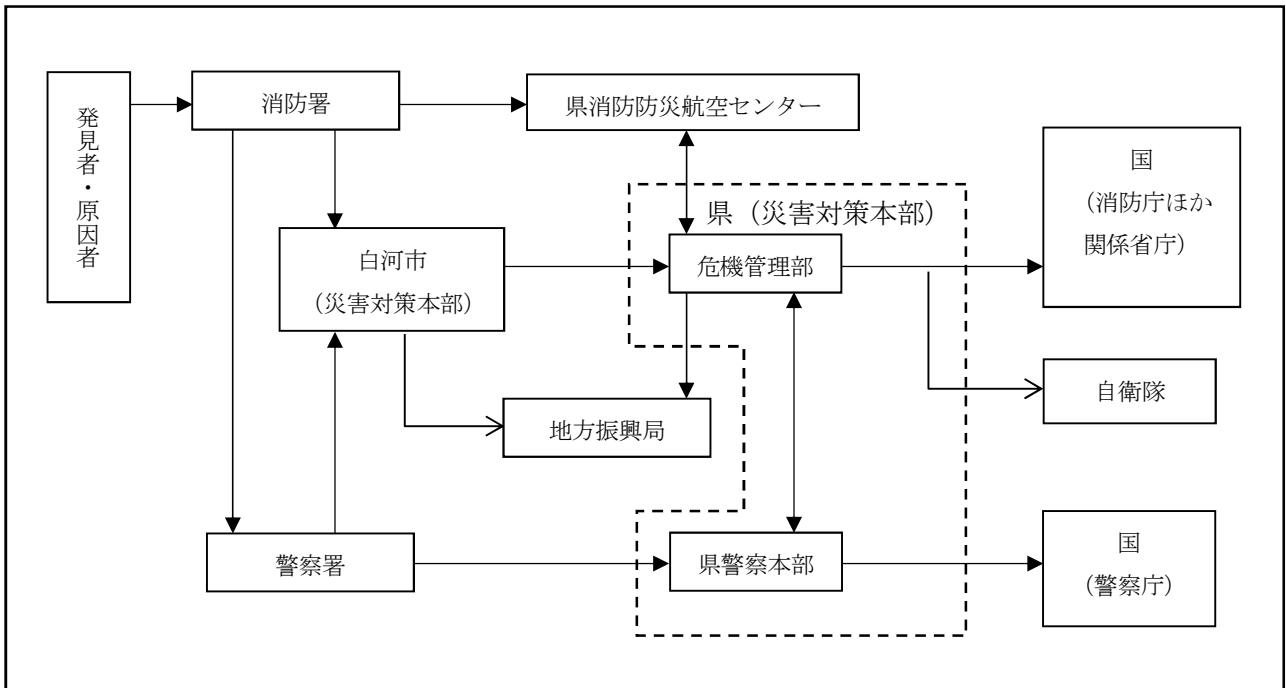
【市民生活部、保健福祉部、県災害対策本部、警察本部、消防本部、県消防防災航空センター】

この計画は、住宅の密集化、建築物の高層化等により、市街地における火災は大規模化する危険性が増していることから、大規模な火事による多数の死傷者等が発生といった大規模な火事災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。
 なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによるものとする。

第1 災害情報の収集・伝達

市は、大規模な火事災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「大規模な火事災害情報伝達系統」に基づき、関係機関に対し災害情報の収集伝達を実施するものとする。

市から県（危機管理部）への大規模な火事災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」により連絡する。



〈大規模な火事災害情報伝達系〉

※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2 活動体制

市は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施するものとする。

第3 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

1 捜索、救助・救急、医療（助産）救護活動

市は、「一般災害対策編第3章第9節 救助・救急」及び「同編第3章第12節 医療・助産救護」の定めにより、消防本部、警察署、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、捜索、救助・救急、医療（助産）救護活動を実施する。

2 遺体の収容

市は、遺体の安置所、検案場所を設置し、遺体の収容、検案に協力する。

3 消火活動

市は、消防機関等と連携し、迅速に消火活動を行う。

第4 避難誘導

市は、火災の拡大により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に、「一般災害対策編第3章第11節 避難」の定めにより、地域住民等に対し避難指示等の必要な措置を講ずるものとする。

第5 災害広報

市は、関係機関と相互に協力して、大規模な火事災害の状況、安否情報、医療機関に関する情報、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「一般災害対策編第3章第7節 災害広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

第6節 林野火災対策計画

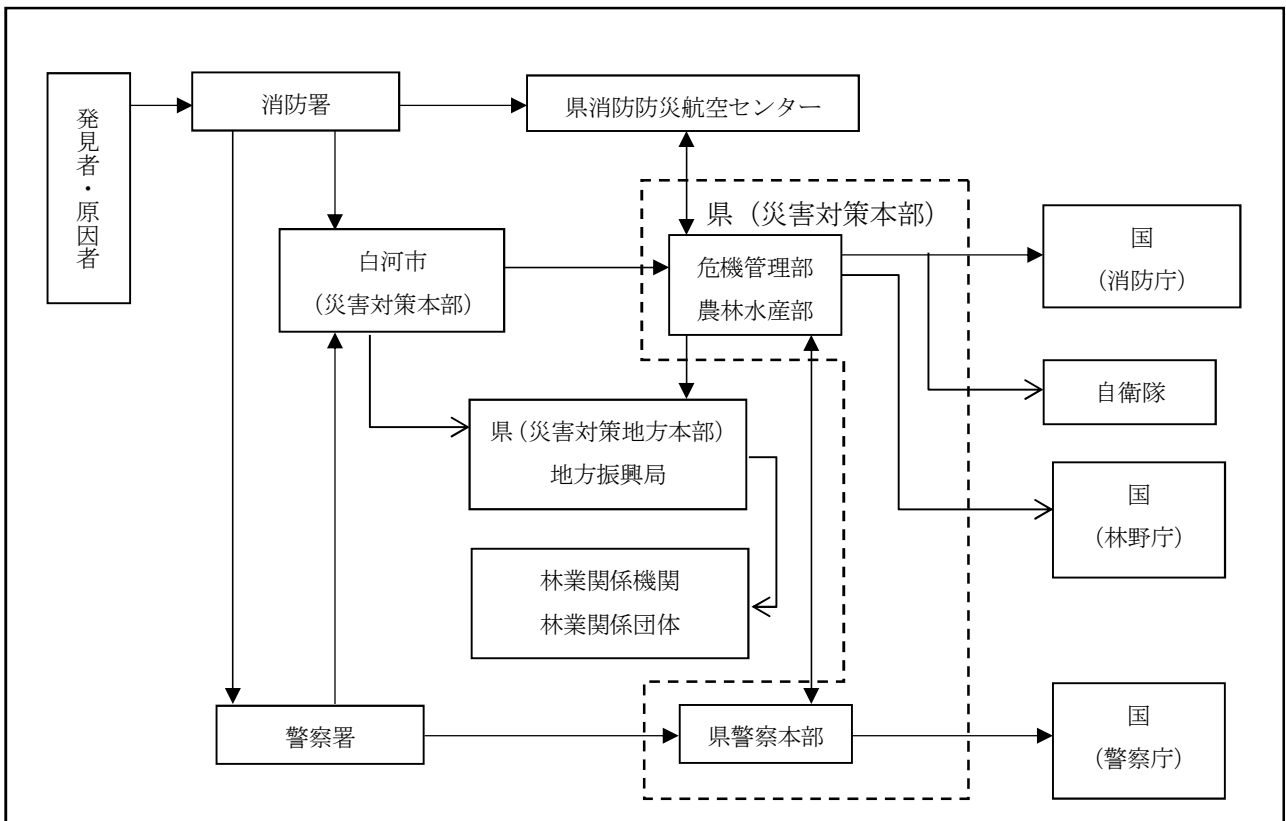
【市民生活部、建設部、保健福祉部、県災害対策本部、警察本部、消防本部、東北地方整備局、東日本高速道路株】

この計画は、火災による広範囲にわたる林野の消失等といった林野火災に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。
 なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによるものとする。

第1 災害情報の収集・伝達

市は、大規模な火事災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「大規模な火事災害情報伝達系統」に基づき、関係機関に対し災害情報の収集伝達を実施するものとする。

市から県（危機管理部）への大規模な火事災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統—1 林野火災」により連絡する。



〈林野火災情報伝達系統〉

※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2 活動体制

市は、林野火災発生後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施するものとする。

第3 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

1 搜索、救助・救急、医療（助産）救護活動

市は、「一般災害対策編第3章第9節 救助・救急」及び「同編第3章第12節 医療・助産救護」の定めにより、消防本部、警察署、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、搜索、救助・救急、医療（助産）救護活動を実施する。

2 遺体の収容

市は、遺体の安置所、検案場所を設置し、遺体の収容、検案に協力する。

3 消火活動

- (1) 市町村は、林野火災がその発生場所、風向及び地形等現地の状況によっては常にその変化に応じた措置をとる必要があることを考慮し、消火活動に当たっては、消防機関等と連携のうえ、次の事項を検討して最善の方策を講ずるものとする。

ア 出動部隊の出動区域

イ 出動順路と防ぎよ担当区域（地況精通者の確保）

ウ 携行する消防機材及びその他の器具

エ 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保

オ 応援部隊の集結場所及び誘導方法

カ 応急防火線の設定

キ 食料、飲料水、消防機材及び救急資材の確保と補給

ク 交代要員の確保

ケ 救急救護対策

コ 住民等の避難

サ 空中消火の要請

シ 空中消火資機材の手配及び消火体制

（空中消火資機材の手配については、「福島県林野火災用空中消火資機材等貸付要領」を参照すること。）

第4 避難誘導

市は、火災の拡大により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に、「一般災害対策編第3章第11節 避難」の定めにより、地域住民等に対し避難指示等の必要な措置を講ずるものとする。

市及び消防本部等は、林野火災発生の通報を受けた場合には、直ちに広報車等により広報を行うとともに、登山者、森林内での作業等者の滞り者に速やかに退去するよう呼びかけるものとする。

第5 災害広報

市は、関係機関と相互に協力して、大規模な火事災害の状況、安否情報、医療機関に関する情報、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「一般災害対策編第3章 第7節 災害広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

第6 二次被害の防止

1 市は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部において、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることに十分留意して、二次災害の防止に努めるものとする。

2 市は、必要に応じ国及び県と連携し、降雨等による二次的な土砂災害防止のため、土砂災害等の危険箇所の点検を行うものとし、その結果、危険性が高いと判断された箇所については、住民、関係者、関係機関等への周知を図り、応急対策を行うものとする。

また、できるだけ速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行うものとする。

3 市は、土砂災害等の危険箇所の点検結果に基づき、警戒避難体制の整備等必要な措置をとるものとする。

白河市地域防災計画

事故対策編

編集発行 白河市防災会議

事務局 白河市市民生活部生活防災課

〒961-8602

福島県白河市八幡小路7番地1

TEL 0248-(22)-1111(代)

FAX 0248-(27)-0775